

[書評]

渡辺尚志・五味文彦編『土地所有史（新体系日本史3）』

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/17045">http://hdl.handle.net/2297/17045</a>

渡辺尚志・五味文彦編『土地所有史』（新体系日本史3）

(一) 戦後の歴史研究において隆盛を極めた土地制度史研究が、社会的歴史研究の台頭とともに質量ともに衰退してから久しい。日本における古代から近現代に至るまでの土地制度や土地所有の歴史を通史的に叙述したものととして、①井上和夫『日本土地法史』（日本法理研究会、一九四三年）、②武藤運十郎『日本不動産利用権史論』（巖松堂書店、一九四七年）、③竹内理三編『へ体系日本史叢書6』土地制度史Ⅰ』（山川出版社、一九七三年）、④田辺勝正『日本土地制度史』（家の光協会、一九七四年）、⑤北島正元編『へ体系日本史叢書7』土地制度史Ⅱ』（山川出版社、一九七五年）、⑥財団法人土地総合研究所編『日本の土地―その歴史と現状―』（ぎょうせい、一九九六年）、等といった著作がこれまで刊行されてきた。これらの中では、充実した執筆者の分担執筆により厳密・詳細な記述が展開された③⑤の著作は、戦後の土地制度史研究の成果を総括したものと見える。約三〇年近くの空白期間において出現した本書は、

この前叢書を新たな視点と構成でもって全面的に書き改めたものである。というより編者も執筆者も全て一新されているのであるから、系譜的には前叢書に繋がるとはいえ全く新しい別の著作といった方が正確であろう。

編者の渡辺尚志は、「序」において本書の特色として以下の四点について述べている。第一に、前叢書が広義的ではあるが「制度史」中心に叙述されているのに対し、「制度」に対する「実態」、「制度」の背後にある思想、土地に対する人びとの意識・観念、土地をめぐる民衆的諸慣行などを重視する」という点である。第二に、土地所有秩序の変動との関連で自然環境と戦争の問題に着目するという点である。第三に、前近代については、「分節化した社会構造に留意して、身分・集団・地域によって異なる所有のあり方を具体的に明らかにし」、「村・町・地域社会に視点をすえて、上からの秩序としての「土地制度史」をとらえかえそうとする」という点である。そして第四に、近代・現代については、土地所有の「自由さ」を抑制する諸政策の背後にある様々な階層の土地所有・利用観、制度的世界とは別に存在する様々な農民慣行、戦後における「地価高騰のもとでの都市部を含めた土地所有・利用構造と所有意識」等に着目するという点である。このように本書は衰退した土地制度史研究の硬直した狭隘さを脱することを本質的な狙いとする。それは西谷正浩が目的論的發展史観による土地所有史研究の限界を指摘し、新しい土地所有史研究の課題を提示していることと相通するものといえよう（「土地所有史研究の現状と課題」『歴

史学研究』七七四号、二二頁以下）。西谷論文は「中世・近世土地所有史の再構築」と題する小特集の中のコメントとして掲げられたものであり、その巻頭言にもあるように土地所有史再考のあらたな動きがみられる。本書はそのような学界動向の中でもたらされたものであり、またそうした新しい研究動向の牽引車の役割を有しているともいえよう。

さて本書は、「I 古代」「II 中世」「III 近世」「IV 近代・現代」と時代的に大きく四つに区分される。いうまでもなくこの時代区分は戦後の激しい時代区分論争の中でいわば折衷的に設定されたものであるが、今日的段階における土地所有史研究の観点からこの時代区分に準拠する根拠なるべきものは通時的な形では残念ながら示されていない。そういった意味では、日本における土地所有史のトータルな把握は本書によって理論的・実証的に示されているわけではなく、なお今後の課題として残されていると言わざるを得ない。それはともかく、本書はこの四大区分毎にそれぞれ序章を配して各時代の概観および特色を示し、また章によっては、コラムを設け特定のトピックについての記述を展開している。何分にも五〇〇頁余に及ぶ大著であり、紙幅の関係からいっても内容についての詳細な紹介は不可能であるし、またその必要もないと思うので、各時代区分毎にごくおおよっぱな概要の紹介と、評者の関心にそった形で若干のコメントをさしはさみながら以下の論述を進めたい。

(一)「I 古代」は4章からなり、小口雅史が単独執筆す

「1章 首長制的土地所有—國家的土地所有の前提としての—」では大化以前の在地首長層の土地所有について論じられており、石母田正や吉村武彦の研究を基にして、国造制の段階で「田地編成にかかわる諸権限」が存在したことを推定する。

「2章 國家的土地所有の成立と展開」では議論の多い淨御原令制下の班田収授制について論述した後、石上英一の研究を基に田令の論理構成から國家的規制が非常に濃厚であることを明らかにする。そして、公地や民要地の概念について触れ、それらを突き崩し私的土地所有成立の契機となる墾田所有についてその史的意義等を詳細に論ずる。「3章 初期荘園と大土地所有の展開」では北陸型初期荘園と畿内型初期荘園の二つの類型について、著名な東大寺の初期荘園関係史料の他、近年新たに利用されるようになった長屋王家木簡の分析等を踏まえて、兩者の特徴が実に簡明に叙述される。著者が長年にわたって研鑽に勤めたフィールドであり、コラムの「安都雄足の私田経営」と合わせて初期荘園の実態が実にわかりやすく描かれている。「4章 古代的土地所有の諸相と変質」では在地首長制の崩壊とそれに対応する國家的施策ともいえる延喜荘園整理令の史的意義が論じられる。

以上、「1 古代」は単独執筆ということもあり、極めて整然とした形で、首長制的土地所有→國家的土地所有→北陸型・畿内型初期荘園と、古代における土地所有の変遷が語られている。また前叢書以来の新しい重要な研究を一定の評価を加えつつ取り入れた記述は、古代土地所有史研究の今日的状況の一端

をそれなりに示してもいる。その反面、単独執筆による限界、目配りの至らない点や不十分な点があることはやはり否めない。古代の場合たしかに史料的問題等もあって、中世や近世ほどには新しい視点に立脚した土地所有史研究はさほど目立った形で存在しないかもしれない。しかし、例えば中世で盛んに問題とされる自然環境や災害と土地所有秩序との関連は、大局的にみるならばおそらく古代においても中世と同程度に、あるいはそれ以上に密接であったのではないかと思われるのであり、近年一部で積極的に進められている自然地理的研究の成果等を踏まえた記述も可能だったのでなかるうか。ほとんど文献史料のみによつて論述が進められており、豊富に存在する考古学上の知見が、長屋王家木簡を除けば取り上げられていないのも残念である。そういった意味では印象的なもの言いで大変恐縮ではあるが、古代については良い意味でも悪い意味でも従来の土地制度史研究の枠からあまり逸脱してはおらず、したがって新鮮なインパクトをあまり感ずることはできなかった。

なお、具体的な内容についての疑問点を二つ簡潔に記しておきたい。一つは私的土地所有成立の契機として墾田所有の問題のみを取り上げているが、もう一つ重要な宅地所有の問題が無視されているのは疑問である。これは世界的なレヴェルでのヘレディウム所有に係わる問題であるし、また本書の他の箇所では「つまり律令的・國家的所有のもとも、園宅地から私的土地所有が発生したという考え方があるので」（二九五頁）と述べられているところでもある。もう一つの問題は、畿

内型初期荘園は大化以前の中央豪族の私的大土地所有の系譜を引くものと解するが、この系譜関係については否定できないかもしれないとしても、果たしてそれを私的大土地所有と性格付け得るのであろうか。これは屯倉や荘園の理解、はたまた大化改新の理解といったこととも関連する大きな問題であらうが、伝統的な理解に従うことはできないと評者は考える。

(三)「Ⅱ 中世」は、ほぼ時代順に配置された5章から構成されている。

「1章 中世的土地所有の形成と環境」は、前半を西谷地晴美、後半を飯沼賢司が担当する。前半では、平安期とりわけ一世紀後半の温暖化を農業生産力の点からみて否定的に捉え、それとの関連で郡郷制の再編、領主加地子の生成、村落の成立等といった諸事象を読み解く。後半では、いくつかの具体的な事例に基づきながら、河川等の地形環境の変化の中で大開発が進められたことや、山野の開発・利用が平安後期から鎌倉期において進展していったことが論ぜられる。章末に置かれた西谷地晴美によるコラム「中世土地研究の視点」は、新しい土地所有史研究のあり方を身分制の変動との関連を視野におきつつ「総体としての土地所有秩序」を追求することに求めており、大変に刺激的な方法的提唱がなされている。このように本章はたしかに従来の土地所有史研究にはない新鮮な視点でもって展開されているが、はたしてそれがどの程度成功しているか、という点については素朴な疑問を抱かざるを得ない。まず温暖化は干魃等の農業危機とだけ結びつけられるのか、他時代と比

較してその災害の度合いはどの程度であったのか疑問であるし、それと様々な国制のシステムの変化との関連付けにも必ずしも説得力を感じない。また、執筆者が別であるから無理ないこともかもしれないが、平安後期における開発の捉え方について前半と後半とはかなりニュアンスの相違を感じる。なお、誤植はある程度は止むを得ないものではあるが、それにしても九五頁上段下九行目以下の文章はあまりにも誤植が多く文意がさっぱりつかめないのはいさばかりお粗末である。

五味文彦、川合康、西谷地晴美の三人が執筆する「2章 中世前期の土地所有」は、荘園・公領制の成立と展開、村落と都市(京都・鎌倉)の土地所有、治承・寿永の内乱および承久合戦にとりなり土地所有の変動、地頭制度および勸進による開発等について叙述した後、最後に鎌倉期の気象災害と土地立法について論じている。歴史事実としてはこれまで様々な取り上げられてきた問題が多いのであるが、都市的土地所有といった從來必ずしも十分に展開されてはこなかったテーマが設定されていたり、戦争・合戦と土地所有との関連をめぐってはこれまではない斬新な切り口をみせる。また火山噴火による気候変動が寛喜と正嘉の飢饉を惹起し、それを契機に土地立法の増加と徳政状況がもたらされたとする分析は興味深く説得力がある。

「3章 転換期の土地所有」では鎌倉後期から建武政権までを五味文彦が、南北朝から室町期を伊藤俊一が分担する。村落支配や徴税システム等が中心となった記述であり、既存の枠組みと大きく異なることはないので大変わかりやすい。また途中

に挿入された飯沼賢司によるかなり長文のコラムは、近年さらに一段と研究が進んだ日根荘を給図面から詳細に分析したもので有益である。本章の記述の中で、疑問というほどのことでもないが一つ気になったのは、室町期以降における職の理解に關してである。「鎌倉後期以来の職の一円化の動きによって、本家職、領家職という重層的な所職の所持者が、一つの排他的な莊務権を争う過程が進行していた」と記述するが(一九六頁上段)、前叢書で詳述されているように名主職、作職等の農民的な職では職の分化という現象が他方でみられるのであり、これはどのように統一的に理解されるべきなのであろうか。

「4章 中世後期の土地所有」は、同じく伊藤俊一により室町期を対象とする。金融業者・有徳人の土地所有、それに対する庄家の一揆や土一揆、そして室町後期に進展する国人・地侍層の土地集積、等について詳述する。後半では様々な形の都市的土地所有が取り上げられ、その関連で「売場・職場・旦那場」という商工業者の間で生成した所有関係について論ずる。新しいテーマであり興味深い、この種の所有関係を土地所有関係と言いつけるのかなか難しい。

「5章 戦国期の土地所有」では、惣村における土地所有関係、戦国大名の検地等といった問題が、稲葉繼陽により論ぜられる。同じ筆者による草末のコラム「戦乱・城郭と「当知行」」では、城郭が当知行の本源、領域支配の根拠、政治的自立性の基礎となっていることを指摘する。この問題は、フランスのシヤテルニーや中世ドイツにおける城塞(櫻井利夫「中世ドイツ

の領邦国家と城塞」(創文社、二〇〇〇年)参照)等と比較的に論ぜられる大変興味深いテーマであろう。それにしても太閤検地の問題が、戦国大名検地との関係や軍役との関係についてもいろいろと議論があるにもかかわらず、ごく簡単にしか触れられていないのは、かつてのあの華やかな太閤検地論争を思うとき、なんともいえない寂寥感におそわれるのは評者のみであらうか。

(四)「III 近世」は、ほぼ身分階層に即して章立てられた4章からなる。その前に序章(渡辺尚志執筆)で概括的説明がなされるのは他の時期と同じであるが、ここには中世との比較による近世的土地関係文書の特徴分析や、検地帳記載の意義の歴史的变化、等についての興味深い指摘がみられる。

「1章 武士・寺社の土地所有」は、大塚英二と金行信輔が執筆する。武士については城と武家屋敷に限定してごく簡潔に叙述される。様々なレヴェルに設けられた蔵を土地所有体系との関連で考察するのは、なかなか新鮮で秀逸である。古代における正倉や末期の里倉を想起すると、時代を越えて比較検討のテーマ足りうるのではないかと気がする。寺社については、寺社領の構造や制度的な実態、百姓支配のあり方等が、江戸の事例や尾州万徳寺の場合を素材にして、非常にわかりやすく手堅くまとめられていて大変に有益である。

「2章 百姓の土地所有」は、大塚英二が執筆する。まず検地・村切にはじまって田畑永代売買の禁、分知制限令、流地禁令、等の江戸前期の領主法令の変遷が論述される。前叢書でも

詳述された問題ではあるが、流地禁令との関係で江戸期の百姓が徳政観念を持ち続けていたと指摘する点は重要である。次に、耕地・屋敷地の所有について、所有主体であるイエの形成と構成について述べた後、質地関係、割地制度、郷地賄い、等にもみられる様々な土地慣行とその解体過程について詳述し、さらに近世的地主小作関係の特質、屋敷地に対する規制、災害と復興の際の土地所有関係等、実に豊富な内容について多面的に論述する。ただし、無年期的質地譜戻慣行が近世後期から頻繁にみられるようになったのは、百姓経営の危機的状況の中で、「臨時的に発動される機会が多くなったから」とする点は（二八六頁上段）、やや違和感を覚えた。最後に、山野の所有について、入会地、および新田開発等を中心とした記述がある。

「3章 町人の土地所有」は、岩淵令治が執筆する。町を安堵型と創出型とに分類し、売買や地子に関する領主の政策について述べた後、京都と江戸を事例にして、町・町屋敷と家持の成立、大店の出現によるその変質、および庇地・河岸地・火除地等の公儀地の占有について、実証研究を基にグラフや図を駆使して詳細な記述を展開する。そして、「土地を投資の対象とみる土地観」はすでに、「近世の大店の意識に通底している」という（三五二頁上段）、注目すべき見解を示している。

「4章 諸身分・諸集団による「場」の所有」は、これまでの土地所有史研究にはあまりみられなかった、おそらく新領域といってもよいテーマであろう。「越中富山の葉売り」の仲間組織による「懸場所」、立山信仰の下での宿坊家による「旦那

場」、中井家支配に属する大工による得意場、尾張藩領内の鍛冶屋による細工場については渡辺尚志が執筆し、えた身分・非人身分による職場・草場や勧進場等については塚田孝が執筆する。内容の紹介は割愛するが、このようなテーマが土地所有の範疇の中で扱われるのか、正直いってなかなか難しい問題のように思う。たしかに「越中富山の葉売り」の場合は全国をいわば空間的地域別に分割しているのだから、政治的領有と対比するというならば、いわば経済的・商業的領有（ごく一局面に限定しての）ともいえるのであり、土地所有のレヴェルで考えうるような気もする。しかし、その他の「場」の所有は、一定の村落の指定等はあっても必ずしも明確な地域割や空間的区画をともなっていないようであり、どちらかといえば人的な関係の問題として理解すべきものではなからうか。

なお、「III 近世」には、2章末に2本、4章末に1本、計3本のコラムが載せられており、いずれも興味深い。とりわけ岩崎奈緒子による「近世蝦夷地における河川用益権」と豊見山和行による「琉球の土地制度」は、地域的には辺境あるいは周辺部といってもよい所が対象となっているが、テーマ的には土地所有関係の本質的な部分に係わるともいえる問題が扱われており、評者にとっては大変に面白く啓発された。

（五）「IV 近代・現代」は、時代順に配置された3章から構成されている。

「1章 近代的土地所有の成立」は、奥田晴樹が地租改正を中心に執筆する。前叢書を執筆した福島正夫等による一連の研

究により論じ尽くされた感もあつたが、その後も地道に著実に新しい研究成果が蓄積されていることがよくわかる。また、あまり知られていない一九七八（明治一一）年の真土事件を紹介し、この事件の背後に有合質地という無年期請戻しを認める法慣行が存在したとする重要な指摘を行う。明治期における様々な土地所有観の対抗関係を分析し、そこから近代的土地所有をめぐる法意識状況を剔抉する手法は秀逸である。途中に林野の地租改正についての短いコラムがある。

「2章 近代的土地所有の変容」は、序章をも担当した板根嘉弘が小作問題を中心に執筆する。石黒をはじめとした農政官僚や学者の土地所有観を綿密に分析するとともに、組合規約等を素材にして小作農民層の土地所有利用意識を明らかにする。また食糧の安定供給という要請からの戦時期における地主抑制策、および地方小作官の場合をはじめとする土地所有観の多様化・急進化について述べる。都市の土地所有については、コラムで扱われており、大阪の北船場を事例として戦前期の展開が語られる。

「3章 戦後の土地所有と土地規範」は、戦後の農地・宅地に関する所有・利用問題を中心に、岩本純明が執筆する。まず統計資料を基に戦後の土地所有・利用状況、および地価の動向を概括的に分析した後、農地と宅地についてその所有構造および所有意識の推移について叙述する。そして土地基本法の理念にそいつつ、土地に対する公共的コントロールと自立的土地利用秩序の形成への展望を語る。今日的な視点からの叙述には共

感を覚えるのではあるが、戦後の土地問題の史的分析としては少しばかり不十分であるように思う。農地改革についての叙述がかなり簡略であり、地租改正や小作問題との対比からすると均衡を失っているのではなからうか。また、戦後の土地をめぐる最大の問題と言つてもよい全国的な国土開発に関する計画や法制、およびそれに付随して生ずる公的収用の問題等が全くといってよいほど触れられていないのは如何であらうか。

（六）以上、ごく簡単な概要紹介とかなり独断的なコメントを連ねることで終始してしまつた。本書は前叢書以来の新知見を豊富に盛り込みつつ、自然環境や戦争・災害と土地所有秩序との関連への着目、土地慣行や土地所有観・所有意識の重視、地域や身分に即した形での土地所有関係の分析、等といった新しい視点を基にした研究成果を大胆に展開する。そうした中で、例えば、中世の徳政あるいは本主権、近世の無年期的質地請戻し慣行、さらには近代の有合質地等、土地が元の持ち主に戻るといふ一連の事象が浮かび上がってきたし、また、中世・近世における「場」の所有というやっかいな問題も提示された。たしかに中世・近世を中心に、新しい土地所有史研究の動向を感じることが出来る。ただこのような研究上の流れが今後どのような形で土地所有史の全体像、土地所有関係・所有秩序の史的・体系的な理解に至りうるのか、まだまだ残された課題は多いと言わざるを得ない。勿論、従来の土地制度史的研究や社会構造史的観点からの研究成果が安易に見捨てられるべきものではないし、それをベースとした真剣な対話の蓄積が今後とも



必要であることはいうまでもない。とともに新しい視点、分析方法も決して固定化・硬直化されるべきではなく、絶えず更新・開発されねばならないであろう。例えば、人口史とのリンクや、様々な形で人口流動と土地所有との関連ももっと考慮されるべきではなからうか。とはいえ川島武宜の至言をまつまでもなく所有とは人と人との関係であり、人は空間と土地を離れて存在しない以上、土地所有史は社会関係史に埋没あるいは限りなく拡散してしまふ危険性が本来的にある。渡辺尚志は本書の「序」の最初で土地所有の概念について記述するが、その内容は従来の社会構造的土地所有史研究が前提にしていたものとほぼ同一といつてよい。そこでは狩猟採集社会では「なわばり」意識はあつても土地所有権はないとされる。このような概念規定では、一種の「なわばり」ともいえる「場」の所有を土地所有の範疇では扱えないはずであるが、前述したように渡辺自らこの問題を精力的に扱っている。土地所有の概念についての方法論的検討もまた必要なのではなからうか。近年、法哲学や社会政治学の分野で、アラン・ライアン著／森村進・櫻井徹訳『所有』（昭和堂、一九九三年）、ジャック・アタリ著／山内和訳『所有の歴史』（法政大学出版局、一九九四年）、大庭健・鷲田潜一編『所有のエチカ』（ナカニシヤ出版、二〇〇〇年）、等といった所有論に関する著作が相次いで刊行されている。これらの考察をも参考にして広く所有論一般との関係で、土地所有の概念を方法的に再検討する必要がある。

わずかに古代の土地所有について少々囁いただけの評者が、

近代に至るまでの通史的な大著を書評するという無謀を犯してしまひ、後悔先に立たずの言が思わず頭をよぎる。多くの至らない点や思い違い、また札を失した表現や敬称の略等、どうかご海容のほどお願い申し上げます。二〇〇二年二月、山川出版社、A5判、五二二頁、四三〇〇円  
 (梅田 康夫)